

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人T a n s a

被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

準備書面(5)

令和8年4月24日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

被告指定代理人

増	原	英	司
定	松	祐	太朗
長	沼	俊	樹
勝	浦	雪	奈
富	永	健	嗣
岸		彩	子
林		花	梨
渡	邊	栄	璃
柳	澤	泰	洋
村	松		剛
松	下	謙	祐
山	本	幹	人

被告は、令和8年3月19日に実施された第6回口頭弁論期日における裁判所の求釈明を踏まえ、被告の令和8年3月6日付け被告準備書面(4)（以下「被告準備書面(4)」という。）第1の2(3)ウ及びエ（7ページ）の主張に関連して、①「安倍元総理大臣の葬儀の形式について」と題する文書（甲35文書）が本件各開示請求に係る対象文書に当たらない理由及び②甲35文書の「2」の見出しに「(内閣法制局も了解)」と記載されていることについて、本準備書面において、次のとおり、補充して主張する。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

1 甲35文書が本件各開示請求に係る対象文書に当たらない理由について（前記①）

被告準備書面(4)（5及び6ページ）で述べたとおり、内閣官房及び内閣府が、「安倍元総理大臣の葬儀の形式について」に関して作成した甲35文書には、「1 過去の例」として、政府が関与した元総理の葬儀の形式、「2 国葬儀を政府が決定すること」として、「閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能」であるとの法的整理、「3 安倍元総理の場合」の葬儀の形式として、「国が執行者となり、全額国費で行われる国葬儀（＝吉田元総理の例）の形式で実施することが適当であると考えられる」ことが記載されている。

本件各文書は、本件文書1にあつては内閣官房が、本件文書2にあつては内閣府が、それぞれ「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切」のうち原告が既に開示請求で受けた一定の文書を除くものである。そして、内閣法制局が、内閣官房及び内閣府による甲35文書の作成につき、何ら「指導・関与」していないこと（被告準備書面(4)第2の2(2)・11ページ、同第4の3・15及び16ページ）はもとより、甲35文書

の記載内容が、上記のとおりであることからすれば、甲 3 5 文書は、内閣官房及び内閣府が「内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書」ではなく、本件各開示請求に係る対象文書に当たらないことが明らかである。

2 甲 3 5 文書に「内閣法制局も了解」と記載されているところ、内閣法制局が了解した対象及びその時期について（前記②）

甲 3 5 文書には「2 国葬儀を政府が決定すること」の見出しの直後に「(内閣法制局も了解)」と付記されている。

これは、内閣法制局から、令和 4 年 7 月 1 4 日、甲 9 文書の内容について意見がない旨の回答があったことを踏まえ、内閣官房及び内閣府において、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことについて記載した甲 9 文書の記載内容について内閣法制局が「了解」していた旨を補足的に記載したものである。すなわち、内閣法制局が「了解」した対象は飽くまで甲 9 文書に記載された内容であり、内閣官房及び内閣府は、内閣法制局の「了解」も得て確定した甲 9 文書の内容を踏まえて甲 3 5 文書を作成したことを示すために、「(内閣法制局も了解)」との付記をしたにすぎないのであって、甲 3 5 文書のいずれの箇所の記載についても、甲 9 文書とは別に内閣法制局から「了解」を得た事実はない。

以 上